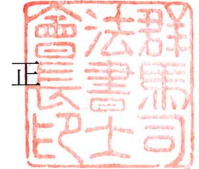


令和2年2月20日

群馬司法書士会創立100周年にあたっての会長声明

群馬司法書士会
会長 西川



当会は、大正9（1920）年2月20日に、その前身である前橋地方裁判所
所属司法代書人会会則が認可され、創立されました。

本日、創立100周年の節目を迎えるにあたり、以下のとおり会長声明を公表
いたします。

司法書士制度は、明治5（1872）年8月3日、太政官無号達、司法職務定
制において定められた代書人にその淵源を求めることができます。以来、代書人
から司法代書人、司法書士と名称を変えながら、司法書士は常に市民に身近な法
律専門職能として、市民に寄り添い、市民の権利擁護のため活動を続けてまいり
ました。

この間、司法書士は、制度創設当初の裁判所に提出する書類の作成業務から、
経済成長に伴っての不動産登記、商業法人登記の申請業務、そして、社会の変化
に伴っての成年後見業務、財産管理業務、簡裁訴訟代理等関係業務その他消費者
問題や労働問題への対応など、明治、大正、昭和、平成、そして令和へと、時代
の流れとともに変革し、成長を続けてきております。

今日の司法書士制度があるのは、これまでそれぞれの時代において常に目の
前に市民に向き合って真摯に業務に取り組み、社会から与えられた役割を全う
してこられた諸先達が築いてこられた歴史があつてこそであり、また、なにより
も市民の皆さまのご支持、ご理解があつてこそのものであります。

これからの時代のいかなる変化にあつても、私たち司法書士自身も絶えず変
革と成長を続け、市民の皆さまから信頼される存在であり続けなければなりま
せん。

当会創立100周年の節目にあたり、この100年に深い感謝を捧げつつ、私
たち司法書士は、市民の権利擁護と自由かつ公正な社会の形成に寄与するこ
とを使命とする法律専門職能として、今後もより一層、市民に身近で頼りがいのある
存在であり続けることをお誓いいたします。